給与及び退職手当からの控除に関する協定書

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学（以下「大学」という。）と職員の過半数代表者は、労働基準法第２４条第１項ただし書に基づき、給与及び退職手当からの控除に関する事項について、次のとおり協定する。

第１条　大学は、法令に定めるもののほか、次の各号について職員の給与から控除することができる。

一　宿舎及びこれに準ずる施設の使用料
二　職員が財産形成貯蓄をするための金額
三　職員が財産形成年金貯蓄をするための金額
四　職員が財産形成住宅貯蓄をするための金額
五　文部科学省共済組合（以下「共済組合」という。）の貸付金の返済金として職員が共済組合に支払うべき金額
六　財形持家融資の貸付金の返済金として職員が共済組合に支払うべき金額
七　積立貯金として職員が共済組合に支払うべき金額
八　団体終身積立保険として職員が共済組合に支払うべき金額
九　所定の期間内に旅費の精算をしなかった場合の仮払い旅費又は当該仮払いに係る過払金を返納しなかった場合の当該過払い旅費額

第２条　大学は、法令に定めるもののほか、前条第５号及び第６号について職員の退職手当から控除することができる。

第３条　この協定は、平成１６年４月１日から有効とする。

第４条　この協定は、大学及び職員の過半数代表者のいずれかが１箇月前までに異議の申し出をしない限り、効力を有するものとする。

平成１６年４月１日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学長　潮田資勝

職員の過半数代表者　浅野哲夫　浅野